

## 令和四年外務省令第十号

## 旅券法施行規則

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。  
旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の全部を次のように改正する。

## （申請等の方法）

## 第一条 旅券法（以下「法」という。）に基づく申請、請求又は届出（以下「申請等」という。）は、次に掲げる方法により行うことができる。

- 一 書面手続 申請等を書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行う方法
- 二 電子手続 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、申請等を外務大臣の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法

## （電子手続の範囲）

## 第二条 電子手続により行うことができる申請等は、法第三条第一項、第四条第一項、第九条第二項及び第十九条の三第二項の規定に基づく申請及び請求並びに法第十六条並びに第十七条第一項及び第五項の規定に基づく届出とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に一般旅券の発給を申請するとき。
- 二 法第四条の二ただし書に該当する者が一般旅券の発給を申請するとき。
- 三 指定地域（法第五条第一項に規定する指定地域をいう。次条第四項において同じ。）に渡航しようとする者が一般旅券の発給を申請するとき。
- 四 法第十一条第三号又は第四号に該当する者が一般旅券の発給を申請するとき。
- 五 法第十九条の三第二項の規定による渡航書の発給を外務大臣に申請するとき。
- 六 一般旅券の発給を申請する者が法第二十条第六項（法第二十条の二第三項において準用する場合を含む。第二十四条において同じ。）の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとするとき。

## （申請の書類）

第三条 書面手続により法第三条第一項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、国内においては都道府県（同項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務省）に出頭して、国外においては領事館（法第九条第一項に規定する領事館をいう。以下同じ。）に出頭して、法第三条第一項各号に掲げる書類及び写真（同条第二項本文の規定の適用がある場合には、同条第一項第二号の戸籍謄本を除く。）を提出しなければならない。この場合において、同項第一号の一般旅券発給申請書は、別記第一号様式又は別記第一号の二様式（有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする場合又は申請者が十八歳未満である場合には、別記第二号様式又は別記第二号の二様式。法第五条第四項に規定する残存有効期間同一旅券の発給を受けようとする場合には、別記第三号様式又は別記第三号の二様式）による一通とする。

2 電子手続により法第三条第一項の規定に基づき一般旅券の発給を申請する者は、別記第一号様式、別記第二号様式又は別記第三号様式のうち該当するものに記載すべき事項に相当する情報、自署の画像並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信し、並びに同条第二項本文の規定の適用がある場合を除き、次条第二項に定めるところにより、法第三条第一項第二号の戸籍謄本を提出しなければならない。

3 法第三条第一項第三号の申請者の写真は、別記第一に定める要件を満たすものとし、書面手続による場合には、当該写真一葉を提出する。

4 指定地域に渡航しようとする者は、一般旅券の発給の申請に当たり、第一項に規定する書類及び写真のほかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 日程表 一通
- 二 前号に掲げる書類のほか、外務大臣が必要があると認める場合には、当該指定地域の受入れ機関の招へい状の写し等当該指定地域に入域できることを証する書類 一通

## （戸籍謄本）

## 第四条 法第三条第一項第二号の戸籍謄本は、提出の前六月以内に作成されたもの一通を提出する。

2 電子手続により一般旅券の発給を申請する者が前項に規定する戸籍謄本を提出する場合には、国内においては都道府県に出頭して、又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により、国外においては領事館に出頭して、又は国内の書留郵便に準ずる送付方法により提出するものとする。

3 法第三条第二項第二号の外務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、申請者が第六号の規定に基づき申請を行う者である場合には、当該申請者は、戸籍に記載された後、速やかに戸籍謄本を提出しなければならない。

- 一 有効な一般旅券を返納の上、法第三条の申請をするとき。
- 二 法第四条の二ただし書の規定に基づき法第三条の申請をするとき。
- 三 同一の戸籍内にある二人以上の者が同時に法第三条の申請をする場合において、いずれか一人の者が戸籍謄本を提出するとき。
- 四 国外において、有効な国籍証明書又は船員手帳を提出するとき。
- 五 緊急に渡航する必要を生じて法第三条の申請をする場合において、本籍の入った住民票の写し（提出の前六月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）を提出するとき。ただし、戸籍謄本を提出することが困難であると認められるときに限る。
- 六 戸籍に記載される前に法第三条の申請をする場合において、身分関係の形成のための人事訴訟等の手続を行っていることの疎明資料を提出するとき。ただし、人道上やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別の事情があると認められるときに限る。

七 国外において、現に所持する一般旅券の有効期間が満了した後に法第三条の申請をする場合において、当該有効期間が満了する前に法第十一条の規定に基づく法第三条の申請ができなかったことについて真にやむを得ない理由があると認められるとき。

4 申請者が前項第六号の規定に基づき申請を行う者である場合には、都道府県知事（法第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣。次条第一項、第四項及び第五項並びに第七条第一項から第三項まで（これらの規定を第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項並びに同条第四項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は領事官（法第三条第一項に規定する領事官をいう。以下同じ。）は、当該申請者に対し、次に掲げる身分上の事実を明らかにするため適当と認める書類の提示又は提出を求めるものとする。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 生年月日
- 四 日本の国籍
- 五 法定代理人（申請者が未成年者の場合に限る。）

（確認の事務）

第五条 国内において書面手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第三条第三項の規定による確認のため都道府県知事が申請者に提示又は提出を求めることができる書類は、住民票の写し及び次に掲げるいずれかの書類で申請者の氏名が記載されているものとする。

一 日本国旅券、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、別表第二に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、次のイに掲げる書類のいずれか一及び次のロに掲げる書類のいずれか一。ただし、当該ロに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、当該イに掲げる書類のいずれか二

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、印鑑登録証明書及び実印又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

ロ 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項に掲げる書類のうち、住民票の写しの提示又は提出を要しないものとすることができる。

一 都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により、申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）以外のものを利用するとき。

二 外務大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から申請者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものの提供を受けるとき。

3 国内において電子手続により一般旅券の発給が申請された場合には、都道府県知事は、申請者から個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けることにより、法第三条第三項の規定による確認を行うものとする。

4 国内において一般旅券の発給を申請する者が外国からの一時帰国者（国内に住所を有する者以外の者をいう。）である場合には、都道府県知事は、第一項に掲げる書類に代えて、法第三条第三項の規定による確認のため適当と認める書類の提示又は提出を求めることができる。

5 国内において前条第三項第六号の規定に基づき申請を行う者が住民票に記載されていない場合には、都道府県知事は、当該申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、都道府県知事は、当該申請者が本人であること及び居所に居住していることを調査するものとする。

（現有旅券の確認）

第六条 書面手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第三条第五項の規定による現有旅券（同項に規定する現有旅券をいう。以下この条及び第十一条第三項において同じ。）の確認は、申請者から当該現有旅券の提示を受けることにより行うものとする。

2 電子手続により一般旅券の発給が申請された場合には、法第三条第五項の規定による現有旅券の確認は、申請者から当該現有旅券に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報（当該情報を送信することができないときは、当該現有旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及びその裏面並びに当該現有旅券の裏表紙の裏面を撮影した写真）の送信を受けることにより行うものとする。

（申請者が出頭しない場合の申請）

第七条 書面手続により一般旅券の発給を申請する者は、法第三条第六項の規定に基づきその配偶者、二親等内の親族又はその他の指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出しようとする場合には、別記第四号様式又は別記第四号の二様式による申請書類等提出委任申出書一通を、国内においては都道府県知事に対し、国外においては領事官に対し、あらかじめ又は当該申請と同時に提出して、その旨を申し出なければならない。ただし、申請者がその法定代理人を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、申請者に代わり出頭した者が法第三条第六項各号に掲げる者に該当することの確認は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、当該出頭した者に係る第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を受けることにより行うものとする。この場合において、法第三条第六項第二号に掲げる者について、申請者による指定の事実がないと疑うに足りる相当な理由があるときは、都道府県知事又は領事官は、その指定の事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。

3 第一項に規定する場合において、申請者に代わり出頭する者は、当該申請の内容を知り、かつ、都道府県知事又は領事官の指示を申請者に確実に伝達する能力がある者でなければならない。

4 電子手続により一般旅券の発給を申請する場合には、法第三条第六項の規定による書類及び写真の提出（次項において「代理提出」という。）は、申請者が未成年者又は成年被後見人であつて、かつ、国内においてその法定代理人を通じて申請するときに限り、行うことができる。

5 前項に規定する未成年者又は成年被後見人である申請者は、あらかじめ、代理提出を行う法定代理人に関する情報を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信して届け出なければならない。この場合において、都道府県知事は、申請者に対し、届け出られた者が申請者の法定代理人であることを確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

6 法第三条第六項第二号の外務省令で定める申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者は、申請前五年以内に旅券の発給を受けるに当たつて不正な行為をした者とする。

（公用旅券の発給の請求）

第八条 書面手続により法第四条第一項の規定に基づき公用旅券の発給を請求する場合には、同項第一号の公用旅券発給請求書は、別記第五号様式又は別記第五号の二様式による一通とする。この場合において、同項に規定する対象者（以下この条において「対象者」という。）が国外に在るときは、対象者が領事館に出頭して請求するものとする。

2 電子手続により法第四条第一項の規定に基づき公用旅券の発給を請求する場合には、各省各庁の長が外務大臣に対し、別記第五号様式に記載すべき事項に相当する情報並びに対象者の自署の画像及び写真を送信し、並びに同項第三号の使用人にあつては同号の戸籍謄本を提出して請求するものとする。

3 法第四条第一項第二号の対象者の写真は、別表第一に定める要件を満たすものとし、書面手続による場合には、当該写真一葉を提出する。

4 法第四条第一項の規定は、法第四条第一項第三号の戸籍謄本について準用する。

5 法第四条第一項第四号の書類は、一通とする。

（旅券の記載事項）

第九条 法第六条第一項第二号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「発給申請者」という。）がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合において、公の機関が発行した書類により当該表音が発給申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

2 発給申請者から、法第六条第一項第二号の氏名に加え、戸籍に記載されている氏名以外の呼称を併記することを希望する旨の申出があつた場合において、我が国又は外国の政府機関又は地方公共団体の発行した書類その他これに準ずる書類により当該申出に係る呼称が社会生活上通用しているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が当該申出に係る呼称の併記が渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、当該申出に係る呼称を記載することができ、かつ、外務大臣又は領事官が当該申出に係る呼称の併記が渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、ヘボン式ローマ字によつて旅券面に表記する。ただし、発給申請者がその氏名又は呼称についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務大臣又は領事官が、出生証明書等により当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、この限りでない。

3 第一項の氏名及び前項の規定による呼称は、ヘボン式ローマ字によつて旅券面に表記する。ただし、発給申請者がその氏名又は呼称についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務大臣又は領事官が、出生証明書等により当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定に基づき旅券面に記載されるローマ字表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除くほか、変更することができない。

5 法第六条第一項第四号の外務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 旅券の名義人の性別、国籍（国籍のコード（国際民間航空機関が定めるコード。第三号並びに次条第二号及び第三号において同じ。）を含む。）及び本籍の都道府県名（戸籍に記載される前の者にあつては、本籍となると推定される都道府県名）

二 一往復用の旅券の効力

三 旅券の発行国のコード及び発行官庁

四 第二項の規定による呼称

（旅券の電磁的方法による記録）

第十条 法第七条の法第六条第一項に掲げる事項の一部であつて外務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 旅券の番号及び有効期間満了の日

二 旅券の名義人の氏名、生年月日、性別及び国籍のコード

三 旅券の発行国のコード

（旅券の交付）

第十一条 法第八条第一項の規定により一般旅券の交付を受ける者は、別記第六号様式又は別記第六号の二様式による一般旅券受領証又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

2 法第八条第三項の規定に基づき出頭することなく一般旅券の交付を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほかに別記第七号様式による交付時出頭免除願書一通を提出しなければならない。

3 前項の場合において、都道府県知事又は領事官は、申請者の出頭を求めることなく、その職員を派遣し、又は申請者が指定した者の出頭を求めて、一般旅券を交付することができる。この場合において、申請者が法第八条第二項の規定により現有旅券を返納しなければならない者に該当するときは、交付の際、当該申請者の現有旅券の返納を受けるものとする。

4 都道府県知事又は領事官は、申請者が指定した者の出頭を求めて前項の一般旅券を交付する場合には、その者の住所及び身分を確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、申請者による指定の事実がないと疑うに足りる相当な理由があるときは、都道府県知事又は領事官は、その指定の事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。

5 前項に規定する場合において、申請者が指定する者は、自己の行為の責任をわきまえる能力がある者でなければならない。

6 公用旅券受領証は、別記第八号様式による。

(渡航先の追加)

第十二条 法第九条第一項第一号の一般旅券渡航先追加申請書は、別記第九号様式による一通とする。

2 第三条第四項、第五項(第三項を除く。)及び第七項(第四項及び第五項を除く。)の規定は、法第九条第一項の規定に基づき一般旅券の渡航先の追加を申請する場合について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項に規定する書類及び写真」とあるのは「法第九条第一項各号に掲げる書類」と、第五条第一項及び第四項中「法第三条第三項」とあるのは「法第九条第三項において準用する法第三条第三項」と、第七項第一項、第二項及び第六項中「法第三条第六項」とあるのは「法第九条第三項において準用する法第三条第六項」と読み替えるものとする。

3 法第九条第三項において準用する法第八条第一項の規定により渡航先を追加した一般旅券の交付を受ける者は、別記第十号様式による一般旅券受領証又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。この場合においては、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

4 書面手続により法第九条第二項の規定に基づき公用旅券の渡航先の追加を請求する場合には、同項の公用旅券渡航先追加請求書は別記第十一号様式によるものとし、同請求書及び同項に規定する書類は、それぞれ一通とする。この場合において、同項に規定する対象者(以下この項において「対象者」という。)が国外に在るときは、対象者が領事館に出頭して請求するものとする。

5 電子手続により法第九条第二項の規定に基づき公用旅券の渡航先の追加を請求する場合には、各省各庁の長が外務大臣に対し、別記第十一号様式に記載すべき事項に相当する情報を送信して請求するものとする。

(記載事項の変更)

第十三条 法第十条第一項の外務省令で定める事項は、本籍の都道府県名、生年月日、性別及び第九条第二項の規定による呼称とする。

(署名)

第十四条 法第十五条の規定による署名の提出は、書面手続による場合には一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書の所定の場所に署名することにより、電子手続による場合には第三条第二項又は第八条第二項の規定に基づき自署の画像を送信することにより行う。ただし、都道府県知事、外務大臣又は領事官が必要と認めるときは、旅券面への署名を求めることができる。

2 法第十五条ただし書の署名することが困難なものとして外務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 疾病又は身体の故障により署名することが困難な者

二 乳児又は幼児等であつて、署名する能力のない者

三 前二号に掲げる者のほか、都道府県知事、外務大臣又は領事官が署名することが困難であると認める者

3 法第十五条ただし書に規定する記名は、次の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により行う。

一 法第十五条に規定する発給申請者(以下この条において「発給申請者」という。)の法定代理人

二 発給申請者の配偶者

三 前二号に掲げる者のほか、発給申請者の海外渡航に同行を予定している者

四 前三号に掲げる者のほか、都道府県知事、外務大臣又は領事官が発給申請者に代わり記名することが適当であると認める者

4 法第十五条ただし書に規定する記名は、前項各号に掲げる者が、発給申請者の氏名を自書して行うものとし、その記名に当たっては、自らが行ったものであることを明らかにしなければならない。

(外国滞在の届出)

第十五条 法第十六条の規定による届出は、旅券の名義人が外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官(当該住所又は居所を管轄する領事官がない場合には、最寄りの領事官)に対し、書面手続による場合には別記第十二号様式による在留届一通を提出して、電子手続による場合には同号様式に記載すべき事項に相当する情報を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信して行わなければならない。

2 前項の届出を行った者は、住所、居所その他の届出事項に変更を生じたときは遅滞なく、当該届出を行った領事官の管轄区域を去るときは事前に、その旨を当該領事官に届け出なければならない。

3 前二項の届出は、世帯ごとに行うことができる。

(紛失又は焼失の届出)

第十六条 書面手続により法第十七条第一項の規定に基づき一般旅券の紛失又は焼失を届け出る当該一般旅券の名義人は、国内においては都道府県(同項ただし書の規定により直接外務大臣に届け出る場合には、外務省)に出頭して、国外においては領事館に出頭して、別記第十三号様式又は別記第十三号の二様式による紛失一般旅券等届出書一通及び当該名義人の写真(別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。)一葉を提出しなければならない。

2 電子手続により法第十七条第一項の規定に基づき一般旅券の紛失又は焼失を届け出る当該一般旅券の名義人は、別記第十三号様式に記載すべき事項に相当する情報、自署の画像及び当該名義人の写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

(名義人が自ら届け出ない場合の届出)

第十七条 書面手続により法第十七条第二項の規定に基づき出頭することなく一般旅券の紛失又は焼失を届け出ようとする当該一般旅券の名義人は、前条第一項に掲げる書類及び写真のほかに別記第十四号様式による紛失一般旅券等届出時出頭免除願書一通を提出しなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事(法第十七条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に届け出る場合には、外務大臣。次条第一項及び第五項並びに同条第六項において準用する第五条第四項において同じ。)又は領事官は、届出を行う者が法第十七条第二項各号に掲げる者に該当することを確認するために必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

- 3 電子手続による法第十七条第二項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失の届出は、当該一般旅券の名義人が未成年者又は成年被後見人であつて、かつ、国内においてその法定代理人を通じて届け出る場合に限り、行うことができる。
  - 4 第七条第五項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十七条第三項」と、「申請者」とあるのは「一般旅券の名義人」と、「代理提出」とあるのは「代理で届出」と読み替えるものとする。
  - 5 法第十七条第二項第二号の一般旅券の名義人のために届出を行うことが適当でない者として外務省令で定めるものは、自己の行為の責任をわきまえる能力がない者とする。
- (紛失又は焼失の届出の確認の事務)
- 第十八条** 国内において一般旅券の紛失又は焼失の届出が行われた場合には、法第十七条第三項の規定による確認のため都道府県知事が届出者に提示又は提出を求めることができる書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 住民票の写し及び第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類であつて当該一般旅券の名義人の氏名が記載されているもの
  - 二 当該一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する書類
  - 2 書面手続により前項の届出が行われた場合には、第五条第二項の規定は、前項第一号に規定する住民票の写しの提示又は提出について準用する。
  - 3 電子手続により第一項の届出が行われた場合には、都道府県知事は、同項第一号に規定する住民票の写し及び書類の提示又は提出に代えて、届出者から個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けるものとする。
  - 4 第一項第二号に規定する書類の提示又は提出は、書面手続による場合には届出者が紛失一般旅券等届出書の所定の場所に紛失、焼失又は盗難被害の時期、場所、状況等に関する情報を記載することにより、電子手続による場合には届出者から当該情報の送信を受けることにより、これに代えることができる。
  - 5 都道府県知事は、必要と認める場合には、第一項第二号に規定する書類又は前項に規定する情報に加え、公の機関が発行した一般旅券の遺失又は盗難の届出に係る書類その他一般旅券の紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する追加の書類の提示又は提出を求めることができる。
  - 6 第五条第四項の規定は、法第十七条第三項の規定による確認について準用する。この場合において、第五条第四項中「一般旅券の発給を申請する」とあるのは「届出を行う」と、「法第三条第三項」とあるのは「法第十七条第三項」と読み替えるものとする。
- (公用旅券の紛失又は焼失の届出)
- 第十九条** 書面手続により法第十七条第五項の規定に基づき公用旅券の紛失又は焼失を届け出る当該公用旅券の名義人は、別記第十五号様式による紛失公用旅券等届出書一通及び当該名義人の写真(別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。)一葉を提出しなければならない。この場合において、当該名義人が国外に在るときは、当該名義人が領事館に出頭して届け出るものとする。
- 2 電子手続により法第十七条第五項の規定に基づき公用旅券の紛失又は焼失を届け出る当該公用旅券の名義人は、別記第十五号様式に記載すべき事項に相当する情報、自署の画像及び当該名義人の写真を各省各庁の長を経由して外務大臣に送信しなければならない。
- (国外における旅券の失効に係る例外)
- 第二十条** 法第十八条第一項第二号に規定する一般旅券を受領することができないやむを得ない事情は、申請者が感染症の流行、治安状況の深刻な悪化等による外出が困難な状況、大規模な災害等による移動が困難な状況その他の申請者本人の責めに帰せられない事情による領事館に出頭することができない状況に置かれているか否かを基準として判断する。
- (旅券の消印)
- 第二十一条** 法第十九条第六項の規定により返納を受けた旅券に消印をする場合には、保護要請文が記載されている頁、当該旅券の名義人の氏名、生年月日等が記載されている頁及び渡航先欄の各頁に消印を押し、並びに当該旅券の名義人の写真及び第十条各号に掲げる事項が記録されている半導体集積回路を破壊し、又は取り除くものとする。
- (帰国のための渡航書)
- 第二十二条** 書面手続により法第十九条の三第二項の規定に基づき渡航書の発給を申請する者は、領事館(同項後段の規定により外務大臣に申請する場合には、外務省)に出頭して申請するものとする。この場合において、同項の渡航書発給申請書は、別記第十六号様式による一通とする。
- 2 前項の場合において、法第十九条の三第二項の外務省令で定める書類及び写真は、次に掲げる書類及び写真とする。
    - 一 渡航書の発給を受けようとする者(以下この条(第五項において読み替えて準用する第七条第二項前段の規定を含む。))において「帰国希望者」という。の戸籍謄本、戸籍抄本又は日本の国籍を有することを証明するその他の文書 一通
    - 二 帰国希望者の写真(別表第一に定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。) 一葉
    - 三 帰国希望者が法第十九条の三第一項第一号に該当する者である場合には、旅券を所持しない理由及び本邦を出国した時から申請の時までの経緯を記載した書面 一通
    - 四 帰国希望者がその他参考となる書類を有する場合には、その書類
  - 3 電子手続により法第十九条の三第二項の規定に基づき渡航書の発給を申請する者は、別記第十六号様式に記載すべき事項に相当する情報並びに帰国希望者の自署の画像及び写真を外務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。
  - 4 法第十九条の三第二項の外務省令で定める関係者は、次に掲げるいずれかの者とする。
    - 一 帰国希望者を雇用している者又はその代理人
    - 二 帰国希望者を援護しようとする社会福祉事業を営む法人の代表者又はその代理人
    - 三 前二号に掲げる者のほか、外務大臣又は領事官がこれらに準ずる者として特に認める者

5 第七条第二項前段の規定は、法第十九条の第三項後段の規定に基づき帰国希望者の親族その他前項に規定する関係者が渡航書の発給を申請する場合について準用する。この場合において、第七条第二項前段中「申請者」とあるのは「帰国希望者」と、「法第三条第六項各号に掲げる者」とあるのは「帰国希望者の親族その他第二十二條第四項に規定する関係者」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。

6 法第十九条の第三項の規定による渡航書の交付を受ける者は、別記第十七号様式又は別記第十七号の二様式による渡航書受領証を提出しなければならない。

(手数料の納付の方法)

第二十三条 法第二十条第四項に規定する手数料は、当該手数料の額に相当する収入印紙を旅券又は渡航書の受領証に貼って納付するものとする。

(大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除)

第二十四条 法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除は、原則として、次に掲げる申請のうち、外務大臣が特に必要と認めるものについてすることができる。

一 国内においては、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。次条第一項第一号において同じ。）の区域においてこれらの法律の適用に係る災害により被害を受けた者による申請

二 国外においては、災害（その種類及び規模を勘案して特に必要があると領事官が認めるものに限る。）が発生した地域において当該災害により被害を受けた者による申請  
(減額又は免除の申請)

第二十五条 国内において法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般旅券の発給の申請にあつては法第三条第一項各号、一般旅券の渡航先の追加の申請にあつては法第九条第一項各号、渡航書の発給の申請にあつては第二十二條第二項各号にそれぞれ掲げる書類及び写真に加え、原則として次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 前条第一号の災害が発生した際に災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に居住していたことを証明する書類

二 前条第一号の災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類

2 国外において法第二十条の第三項において準用する法第二十条第六項の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般旅券の発給の申請にあつては法第三条第一項各号、一般旅券の渡航先の追加の申請にあつては法第九条第一項各号、渡航書の発給の申請にあつては第二十二條第二項各号にそれぞれ掲げる書類及び写真に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 前条第二号の災害で被災した地域に居住していたことを証明する書類

二 前条第二号の災害による全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害の程度を証明する書類（所在国が当該書類の発行等を行わない場合には、当該災害による被害の程度を示すその他の資料）  
(申請書等の紙質等)

第二十六条 別記様式の申請書等のうちOCRに用いるものは、その紙質、印刷等について外務大臣の承認を受けたものでなければならない。

2 旅券に係る申請書及び請求書は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。

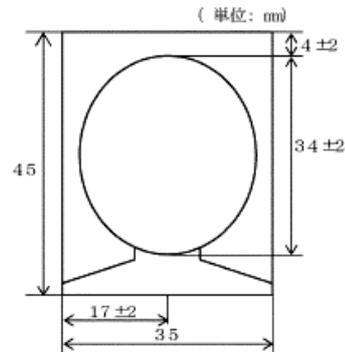
(読替規定)

第二十七条 旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第六条第一項ただし書の規定に基づき外務大臣が同項各号に掲げる事務を自ら行う場合には、この省令の当該規定中「都道府県知事」とあるのは、「外務大臣」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

## 別表第一（第三条、第八条、第十六条、第十九条、第二十二條関係）



1. 申請者（名義人）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日前6か月以内に撮影されたもの
3. 書面手続による場合には縁なしで上記図画面の各寸法を満たすもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（名義人）の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
5. 背景（影を含む。）がないもの
6. 書面手続による場合には、裏面に氏名を記入したもの

別表第二（第五条関係）

運転免許証
船員手帳
海技免状
小型船舶操縦免許証
猟銃・空気銃所持許可証
戦傷病者手帳
宅地建物取引士証
電気工事士免状
無線従事者免許証
認定電気工事従事者認定証
特種電気工事資格者認定証
耐空検査員の証
航空従事者技能証明書
運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証
教習資格認定証
警備業法第二十三条第四項に規定する合格証明書
写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）
運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のもの）





新規・切替		一般旅券発給申請書				10年用			
厳折 り曲 禁 げ	受理年月日	受理番号	区分		確認				
	窓口記入欄		該当なし	二重発給	訂正新領	切替新領	入力あり	画面あり	
	<input checked="" type="checkbox"/> 10年	発行年月日	交付年月日	旅券番号					
<p>写真</p> <p>写真はお持ちください</p> <p>注意</p> <p>1. 申請者本人のみ</p> <p>2. 6ヶ月以内に撮影したもの</p> <p>3. 正面、無帽、無背景</p> <p>4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から頭までが34mm±2mm)</p> <p>*提出された写真は旅券に転写されます。</p> <p>*裏面に氏名を記載してください。</p> <p>所持人自署</p>	氏名	ヨミカタ	(姓)	(名)					
	氏名	姓名	(姓)	(名)					
	ヘボン式ローマ字	(姓)	(名)						
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年	月	日			
	本籍	(都道府県名)	市区郡以下	<input type="checkbox"/> 過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 旅券の所持歴はありますか。 <input type="checkbox"/> ある (以下に最後の旅券について記入) <input type="checkbox"/> ない					
	旅券番号	発行年月日(西暦)	年	月	日				
	最後に発給を受けた旅券に記載の姓のローマ字								
	この申請書を提出する日の年齢	満	歳	3日以内に紛失(喪失)届出を行っていますか。 <input type="checkbox"/> はい					
	現住所	〒	メールアドレス						
	電話	携帯	その他勤務先など						
居所	〒	居所で申請する場合は居所も記入してください							
日本国内の緊急連絡先	〒	電話							
氏名	申請者との関係	電話							
刑罰等	※次の各事項に該当しているか否か、 <input type="checkbox"/> をチェックしてください。 (本人又は法定代理人が記入してください。) 1. 外国で入国拒否、退去命令又は退去されたことがありますか。 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	はい	いいえ	外 国 籍 有 無	現在外国の国籍を有していますか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 「はい」の場合は、下の項目にご記入ください。 国籍 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 <input type="checkbox"/> 外国籍の父又は母の子として出生 <input type="checkbox"/> 外国での出生 <input type="checkbox"/> 外国人との婚姻又は養子縁組 <input type="checkbox"/> 帰化申請又は国籍取得届出				
外務省	03 13条	10 別名併記	14 歴外確認	0A 別人	0C 解除	0E 職権	0H 特例1	0K 特例3	官庁コード
都道府県	04 対立地域	11 非ヘボン	15 歴外表示	0B 失効	0D その他訂正	0G 再作成	0J 特例2		

(別記第1号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

一般10年

出発予定日	年 月 日	※主要渡航先での滞在期間	<input type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名	コード		
旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。) (別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))			
(姓)			
(名)			
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(、・~など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の( )は記入可。			
外務大臣殿	令和 年 月 日		
在	大使 総領事 殿		
法定代理人(後見人など)署名	(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が成年被後見人の場合は、法定代理人(成年後見人)の署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)		
本人確認欄	(1点でよい書類)	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証	(2点必要な書類)
	<input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 年金証書等	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理 <input type="checkbox"/> 非ヘボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記 疎明資料名 ( ) 理由 ( )		

(令和五年三月改正)

## 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。 令和 年 月 日 引受人氏名 申請者との関係 引受人住所
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。 私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 連絡先電話番号 ( ) 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(令和五年三月改正)

(別記第4号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ





新規・切替		一般旅券発給申請書				5年用	
厳折 り曲 禁 げ	受理年月日	受理番号	—				
	窓口記入欄	区分	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 二重発給	<input type="checkbox"/> 訂正新領	<input type="checkbox"/> 切替新領	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 子供	発行年月日	交付年月日	旅券番号	確認		
<p>写真</p> <p>写真はお持ちください</p> <p>注意</p> <p>1. 申請者本人のみ</p> <p>2. 6ヶ月以内に撮影したもの</p> <p>3. 正面、無帽、無背景</p> <p>4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から頭までが34mm±2mm)</p> <p>*提出された写真は旅券に転写されます。</p> <p>*裏面に氏名を記載してください。</p>	氏名	(姓)		(名)			
	ヨミカタ						
	姓名						
	ヘボン式ローマ字	(姓)		(名)			
	所持人自署	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		生年月日			
		本籍 (都道府県名)		市区郡以下		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (以下に最後の旅券について記入) <input type="checkbox"/> ない	
		旅券番号	発行年月日 (西暦)		年 月 日		
	<p>この署名は旅券にそのまま転写されます。白い部分からはみ出さないように署名してください。</p> <p>所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。その場合には、「▷◁」印より上に申請者の氏名を記入し、「▷◁」印より下に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。</p> <p>(例えば、by AYAMADA(Mother) や by AYAMADA(Father) など)</p>		最後に発給を受けた旅券に記載の姓のローマ字		この申請書を提出する日の年齢		
	現住所 〒		メールアドレス		3日以内に紛失(盗失)届出を行っていますか。 <input type="checkbox"/> はい		
	電話	携帯	その他勤務先など		居 所 〒		
居所 〒		居所で申請する場合は居所も記入してください		電話			
日本国内の緊急連絡先 〒		氏名		申請者との関係			
氏名		申請者との関係		電話			
刑罰等	※次の各事項に該当しているか否か、 <input type="checkbox"/> をチェックしてください。(本人又は法定代理人が記入してください。) 1. 外国で入国拒否、退去命令又は退去されたことがありますか。 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を濫用され外国から帰国したことがありますか。		はい	いいえ	外 国 籍 有 無		
都道府県	現在外国の国籍を有していますか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 「はい」の場合は、下の項目にご記入ください。 国籍 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 ・外国籍の父又は母の子として出生 <input type="checkbox"/> ・外国での出生 <input type="checkbox"/> ・外国人との婚姻又は養子縁組 <input type="checkbox"/> ・帰化申請又は国籍取得届出 <input type="checkbox"/>		官庁コード				
外務省	03 13条	10 別名併記	14 歴外確認	0A 別人	0C 解除		
コード欄	04 対立地域	11 非ヘボン	15 歴外表示	0B 失効	0D その他訂正		
				0E 職権	0H 特例1		
				0G 再作成	0J 特例2		
				0K 特例3			

(別記第2号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

一般5年

出発予定日	年 月 日	※主要渡航先での滞在期間	<input type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名	コード		
旅券面の氏名表記(申請書表面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。) (別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA))			
(姓)			
(名)			
注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(、・～など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の( )は記入可。			
外務大臣殿 在 大使 総領事 殿		令和 年 月 日	
法定代理人(親権者、後見人など)署名		(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かみ書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。) 本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)	
本人確認欄	(1点でよい書類)	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類)
	<input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者	
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理 <input type="checkbox"/> 非へボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記 疎明資料名 ( ) 理 由 ( )		

(令和五年三月改正)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。 令和 年 月 日 引受人氏名 申請者との関係 引受人住所
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。 私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 連絡先電話番号 ( ) 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(令和五年三月改正)

(別記第4号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ





変更・査証欄無		一般旅券発給申請書				残存期間同一用		
厳折 り曲 禁 げ	受理年月日	受理番号		区分		確認		
	窓口記入欄	発行年月日		交付年月日		旅券番号		
	10年	5年	短期残存					
<p>写真</p> <p>写真は貼らずにお持ちください</p> <p>注意</p> <p>1. 申請者本人のみ</p> <p>2. 6ヶ月以内に撮影したもの</p> <p>3. 正面、無帽、無背景</p> <p>4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から頭までが34mm±2mm)</p> <p>*提出された写真は旅券に転写されます。</p> <p>*裏面に氏名を記載してください。</p> <p>所持人自署</p>	氏名	(姓)		(名)				
	ヘボン式ローマ字	(姓)		(名)				
	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日			
	本籍	(都道府県名)	市区郡以下					
	旅券番号	発行年月日(西暦)		年 月 日				
	所持人自署について	この署名は旅券にそのまま転写されます。白い部分からはみ出さないように署名してください。		上記旅券に記載の姓のローマ字		この申請書を提出する日の年齢		
	所持人自署について	所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代替することができます。その場合には、「D<」印より下に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。(例えば、by AYAMADA(Mother) や by AYAMADA(Father) など)		私は上記番号の旅券と残存有効期間が同一の一般旅券の発給を希望します。		上記旅券冊子の別発給を希望します。 <input type="checkbox"/> 10年(えんじ) <input type="checkbox"/> 5年(紺)		
	現住所	〒	メールアドレス					
	電話	携帯	その他勤務先など					
	居所	〒	居所で申請する場合は居所も記入してください					
日本国内の緊急連絡先	〒	電話						
氏名	申請者との関係		電話					
刑罰等関係	※次の各事項に該当しているか否か、 <input type="checkbox"/> をチェックしてください。(本人又は法定代理人が記入してください。)		はい		いいえ			
外務省	1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
都道府県	2. 現在日本国司法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	3. 現在日本国司法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国司法令により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	6. 国の援助等が必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
外務省	03 13条		10 別名併記	14 歴外確認	0A 別人	0C 解除		
コード欄	04 対立地域		11 非ヘボン	15 歴外表示	0B 失効	0D その他訂正		
					0E 職権	0H 特例1		
					0G 再作成	0J 特例2		
					0K 特例3	官庁コード		

(別記第3号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

変更残存

出発予定日	年 月 日	※主要渡航先での滞在期間	<input type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名		コード	
旅券面の氏名表記(申請書表面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。) (別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))			
(姓)			
(名)			
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(、・~など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の( )は記入可。			
外務大臣殿		令和 年 月 日	
在 大使 総領事 殿			
法定代理人(親権者、後見人など)署名		(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)	
本人確認欄	(1点でよい書類)	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類)
	<input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者	
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理 <input type="checkbox"/> 非へボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記 疎明資料名 ( ) 理由 ( ) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日		(令和五年三月改正)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。 令和 年 月 日
	引受人氏名 申請者との関係 引受人住所
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。 私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 連絡先電話番号 ( ) 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

### 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
	令和 年 月 日 引受人氏名 _____ 申請者との関係 _____ 引受人住所 _____
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 _____ 連絡先電話番号 ( ) _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の原則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合には、この様式も忘れずに記入してください。

点線より上の欄は申請者本人が記入してください。

(令和五年三月改正)

(別記第4号様式)

## 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	<p>私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>引受人氏名 _____ 申請者との関係 _____</p> <p>引受人住所 _____</p>	(令和五年三月改正)
引受人記入	<p>私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。</p> <p>私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。</p> <p>令和 年 月 日 連絡先電話番号 ( ) _____</p> <p>生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日</p>	
注意事項	<p>1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。</p> <p>2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。</p> <p>3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。</p>	

(別記第4号の2様式)







公用旅券

旅券面の氏名表記（表面のヘボン式と異なる場合のみローマ字活字体大文字で記入）														
(姓)														
(名)														
注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字までです。記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記載できません。														
数次往復用の旅券の発給を請求する場合は、その理由を具体的に記入してください。														
二重請求関係	二重に公用旅券の発給を受けようとする理由													
現住所 〒							電話							
日本国内の緊急連絡先 〒							電話							
氏名							渡航者との関係							
旅券請求事務担当者所属・氏名							電話							
外務大臣殿							令和 年 月 日							
在 大使 総領事 殿							請求者							
旅券法第4条の規定により、公用旅券の発給を請求します。旅券法第19条第5項の規定により、発給に係る国の用務がなくなり又は終了したときは、遅滞なく公用旅券を返納します。その他、本公用旅券の発給に係り、関係法令を遵守します。														
外務省記載欄											返納旅券番号			
											失効年月日 年 月 日			
渡航先	包括記載 800													
	アジア													
	オーストラリア													
	大洋州													
	北米中南米													
	欧州													
	中東アフリカ													
	その他													
	その他													
	その他													

（令和五年三月改正）

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

## 一 般 旅 券 受 領 証

注意 紛失一般旅券等届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

令和 年 月 日

殿

1. 旅券名義人氏名
2. 旅券番号
3. 種類（該当箇所に丸印をつけること）
  - イ. 有効期間が10年の一般旅券
  - ロ. 有効期間が5年の一般旅券
  - ハ. 有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券
  - ニ. 上記イ～ハ以外の一般旅券

※ 受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。

(令和五年三月改正)

(別記第6号様式)

用紙の大きさはA4  
(用紙下3cmは空白とすること)

注意  
紛失一般旅券等届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">一 般 旅 券 受 領 証</p>	
	<p>_____ 殿</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>交付予定日 :          交付期限 :          返納旅券番号 :</p>	
<p>申請した内容と相違ないことを確認の上、受領しました。</p>		
<p>1 旅券名義人氏名</p>		
<p>2 旅券番号</p>		

(令和五年三月改正)

(別記第6号の2様式)

用紙の大きさはA4  
(用紙下3cmは空白とすること)

## 交付時出頭免除願書

令和 年 月 日

殿

旅券申請者署名

(署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入する場合には、その者の氏名も記入してください。)

私は、旅券受領に当たって、次の理由により出頭することが困難ですので、出頭免除方お取り計らい願います。

具体的理由(疎明資料を添付のこと)

(申請者が指定した者に受領させる場合に記入のこと)

私は、次の者を通じて旅券を受領いたしたく、申し出ます。

1. 氏名及び生年月日
2. 現住所
3. 職業及び所属先
4. 申請者との関係

(別記第7号様式)

用紙の大きさはA4

(令和五年三月改正)

## 公 用 旅 券 受 領 証

令和 年 月 日

殿

旅券請求事務担当者

所属・氏名

---

旅券受領者

所属・氏名

---

請求した内容と相違ないことを確認の上、下記公用旅券を受領しました。

1. 旅券名義人氏名
2. 旅 券 番 号
3. 官 職
4. 種 類 (該当箇所に丸印をつけること)
  - イ. 一往復用旅券
  - ロ. 数次往復用旅券
  - ハ. 渡航先の追加を受けた旅券

注意 紛失公用旅券等届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

(令和五年三月改正)

(別記第8号様式)

用紙の大きさはA4



この欄も忘れずに記入してください。(裏面)	外務大臣 殿 在 任 大使 総領事 殿		令和 年 月 日
	法定代理人(親権者、後見人など)署名 _____ (申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)		
	官 庁 コード		
	官公庁 記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理	

申請に必要な書類等  
一、渡航先追加を受けようとする旅券  
二、その他特に必要とされる書類

(令和五年三月改正)

### 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合には、この様式も忘れずに記入してください。	申請者記入 私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。 令和 年 月 日 引受人氏名 _____ 申請者との関係 _____ 引受人住所 _____	点線より上の欄は申請者本人が記入してください。
	引受人記入 私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 _____ 連絡先電話番号 ( ) _____ _____ 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。	(令和五年三月改正)

(別記第4号様式)

# 一般旅券受領証

(渡航先追加)

令和 年 月 日

殿

1. 旅券名義人氏名

2. 旅券番号

-----

(申請者が指定した者に受領させる場合に記入のこと)

私は、上記一般旅券受領にあたって、次の者を指名しますので、その者に交付願います。

旅券名義人署名

-----

(署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入する場合には、その者の氏名も記入してください。)

1. 指定される者(引受人)の氏名及び生年月日

2. 現住所

3. 職業及び所属先

4. 申請者との関係

(令和五年三月改正)

(別記第10号様式)

用紙の大きさはA4  
(用紙下3cmは空白とすること)





## 在留届 在外公館 受付日付

(別記第12号様式)

氏名	ローマ字 <small>(姓・氏名記載と併記)</small>	(Surname)	(Given Name)		生年月日 西暦 年 月 日生		
	漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 在留国国籍有
本籍		都道府県	市郡(区)	区	町村		
職業 <small>(該当事項に○)</small>		1. 民間企業関係者 4. 留学生・研究者・教師		2. 報道関係者 5. 政府関係機関職員	3. 自由業及び専門的職業関係者 6. その他 ( )		
日本国 旅券番号			到着日 西暦 年 月 日	滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで			
在留地の住所 又は居所		永住の方は2999年12月31日と記入。以下同じ					
電話	①		②				
FAX	①		②				
携帯電話	①		②				
メールアドレス	①		②				
在留地の 緊急連絡先 <small>(日中の連絡先等)</small>	氏名又は会社等所属先名		本人との関係				
	住所		電話				
	FAX		e-mail				
日本国内の 連絡先	氏名		本人との関係			電話	
	住所						
日本国内の 所属先	会社等所属先名		電話				

同居家族

続柄 氏名	ローマ字 <small>(姓・氏名記載と併記)</small>	(Surname)	(Given Name)		生年月日 西暦 年 月 日生		
	漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 日本国国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話	①		②				
メールアドレス	①		②				
会社・学校等 日中の連絡先	名称		電話				
日本国 旅券番号			到着日 西暦 年 月 日	滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで			
続柄 氏名	ローマ字 <small>(姓・氏名記載と併記)</small>	(Surname)	(Given Name)		生年月日 西暦 年 月 日生		
	漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	<input type="checkbox"/> 日本国国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話	①		②				
メールアドレス	①		②				
会社・学校等 日中の連絡先	名称		電話				
日本国 旅券番号			到着日 西暦 年 月 日	滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで			

用紙の大きさはA4

裏面に続く

同居家族 (続き)

続柄	氏	ローマ字 (姓・氏名)	(Surname)	(Given Name)	Middle Name がある場合	生年月日		
	名	漢字	(姓)	(名)		西暦	年	月 日 生
						1.男	1.長期滞在	<input type="checkbox"/> 日本国籍無
						2.女	2.永住	<input type="checkbox"/> 在留国籍有
携帯電話	①		②					
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)					
メールアドレス	①							
	②							
会社・学校等	名称							
日中の連絡先	電話							
日本国 旅券番号								
					到着日	滞在期間 (未定の場合も予定を記入。日付は末日で可)		
					西暦	年	月	日
					西暦	年	月	日まで

続柄	氏	ローマ字 (姓・氏名)	(Surname)	(Given Name)	Middle Name がある場合	生年月日		
	名	漢字	(姓)	(名)		西暦	年	月 日 生
						1.男	1.長期滞在	<input type="checkbox"/> 日本国籍無
						2.女	2.永住	<input type="checkbox"/> 在留国籍有
携帯電話	①		②					
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)					
メールアドレス	①							
	②							
会社・学校等	名称							
日中の連絡先	電話							
日本国 旅券番号								
					到着日	滞在期間 (未定の場合も予定を記入。日付は末日で可)		
					西暦	年	月	日
					西暦	年	月	日まで

(裏面)

(注意事項)

1. 旅券法第 16 条の規定により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する在外公館に在留届を届け出ることが義務付けられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届け出る必要があります。
2. 以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。
  - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過した後、特段のご連絡を頂いておらず、更にその後 1 年間、当館にて在留が確認できない方
  - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1 年以上の期間にわたり当館から連絡が見つからない方
3. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関すること、在外公館で在外選挙人名簿登録申請受付等の領事サービスを提供する際に利用するほか、必要に応じ国際協力のために利用します。また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。
4. 記載していただいたメールアドレスには、届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAX など可能な限りの方法で情報を提供します。

[在外公館記載欄]			
在留地からの 出発日付	(筆頭者を対象、家族単独は下記欄に記載)	移転先	
在留確認日付 (1 回目)	<input type="checkbox"/> 在留を確認 (在留期間を訂正) <input type="checkbox"/> 所在不明	転出 理由	1. 帰国 2. 管轄区域から転居 3. 所在不明 4. その他 ( )
在留確認日付 (転出届日)	<input type="checkbox"/> 在留を確認 (在留期間を訂正) <input type="checkbox"/> 所在不明		
在外選挙人証	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 他館にて取得済み		

(令和五年三月改正)



(裏面)  
この欄も忘れずに記入してください。

	令和 年 月 日届出 外務大臣 殿 在 大使 総領事 殿				
	旅券法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。				
	法定代理人（親権者、後見人など）署名 _____				
	(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。)				
注意 事項	1. この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。 2. この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。				
提出書類	<input type="checkbox"/> 警察盗難届出立証書 <input type="checkbox"/> 遺失物届出立証書 <input type="checkbox"/> 罹災証明 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
本人 確認 欄	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                     (1点でよい書類)  <input type="checkbox"/> 日本国旅券  <input type="checkbox"/> 運転免許証  <input type="checkbox"/> 個人番号カード  <input type="checkbox"/> 船員手帳  <input type="checkbox"/> 海技免状  <input type="checkbox"/> 氣銃等所持許可証                 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳  <input type="checkbox"/> 宅地取引士証  <input type="checkbox"/> 電気工事士免状  <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証  <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書  <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳                      (偽造防止、写真付き)                 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                     (2点必要な書類)  <input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 国民健康保険証  <input type="checkbox"/> 船員保険証  <input type="checkbox"/> 共済組合員証  <input type="checkbox"/> 年金証書等                 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 介護保険証  <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印  <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証  <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書                      (学生証、社員証、公的な資格証明書など)  <input type="checkbox"/> 一時帰国者                 </td> </tr> </table>	(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 氣銃等所持許可証	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅地取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 年金証書等	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者
(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 氣銃等所持許可証	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅地取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 年金証書等	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者		
官 公 庁 記 載 欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理				

届出に必要な書類等（現住所以外の自治体で届出される方は、住民票の写しが必要な場合があります。）  
 一、写真一葉  
 二、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等  
 の場合は二点、有効な原本に限る）  
 三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類  
 四、その他特に必要とされる書類  
 (令和五年三月改正)

紛失・盗難・焼失 紛失一般旅券等届出書				
敵折 り 曲 禁 げ	受理 年月日		受理 番号	
	窓口 記入欄			
<p>写真</p> <p>写真は貼らずにお持ちください</p> <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名義人本人のみ</li> <li>2. 6ヶ月以内に撮影したもの</li> <li>3. 正面、無帽、無背景</li> <li>4. 縦45mm×横35mm (ふちなし、頭は頭頂から顎までが34mm±27mm)</li> </ol> <p>*裏面に氏名を記載していただきます</p>	ヨミカタ 名義人氏名	(姓)	(名)	
	ヘボン式 ローマ字	(姓)	(名)	
	紛失等した旅券申請時の所持人自署	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日
		本籍	(都道府県名)	市区部 以下
		発行官庁		
		旅券 番号	発行年月日 (西暦)	年 月 日
		この届出を行う理由	紛失等にあった旅券に記載の姓をローマ字で記入してください。	
		紛失 盗難 焼失	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		現住所 〒	メールアドレス	
		電話	携帯	その他勤務先など
	居 所 〒	居所で申請する場合は居所も記入してください		
	日本国内の緊急連絡先 〒	電話		
	氏名	本人との関係	電話	
外務省	紛失等の経緯—紛失、焼失又は盗難被害の時期、場所、状況等を具体的に記載してください。			
	(いつ) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時頃			
	(どこで)			
都道府県	(どのように)			

(別記第13号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

紛失届出

	外務大臣殿 在 大使 総領事 殿 令和 年 月 日届出 旅券法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。 法定代理人(親権者、後見人など)署名 _____ (申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。)				
注意事項	1. この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。 2. この届出書は、紛失(焼失)旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官帳に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。				
提出書類	<input type="checkbox"/> 警察盗難届出立証書 <input type="checkbox"/> 遺失物届出立証書 <input type="checkbox"/> 罹災証明 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
本人確認欄	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">                     (1点でよい書類)  <input type="checkbox"/> 日本国旅券  <input type="checkbox"/> 運転免許証  <input type="checkbox"/> 個人番号カード  <input type="checkbox"/> 船員手帳  <input type="checkbox"/> 海技免状  <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証                 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳  <input type="checkbox"/> 宅建取引士証  <input type="checkbox"/> 電気工事士免状  <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証  <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書  <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳                      (偽造防止、写真付き)                 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">                     (2点必要な書類)  <input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 国民健康保険証  <input type="checkbox"/> 船員保険証  <input type="checkbox"/> 共済組合員証  <input type="checkbox"/> 年金証書等                 </td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 介護保険証  <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印  <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証  <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書                      (学生証、社員証、公的な資格証明書など)  <input type="checkbox"/> 一時帰国者                 </td> </tr> </table>	(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 年金証書等	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者
(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃所持許可証	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 年金証書等	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者		
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理				

(令和五年三月改正)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ

## 紛失一般旅券等届出時出頭免除願書

令和 年 月 日

殿

旅券名義人署名

(署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でないものが記入する場合には、その者の氏名も記入してください。)

私は、旅券の紛失又は焼失の届出を行うにあたって、次の理由により出頭することが困難ですので、出頭免除方お取り計らい願います。

具体的理由(疎明資料を添付のこと)

(旅券名義人が指定した者を通じて届出を行う場合に記入のこと)

私は、次の者を通じて紛失一般旅券等届出書を提出いたしたく、申し出ます。

1. 氏名及び生年月日
2. 現住所
3. 職業及び所属先
4. 申請者との関係

(令和五年三月改正)

(別記第14号様式)

用紙の大きさはA4



(裏面) この欄も忘れずに記入してください。	外務大臣殿 在 大使 総領事 殿	令和 年 月 日届出
	この届出書の記載は事実と相違なく、旅券法第17条第5項の規定により届け出ます。また、同法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された公用旅券が失効することに異議はありません。	
	届出者 _____	
	旅券請求事務担当者 所属・氏名 _____	
	電話 _____	メールアドレス _____
注意事項	1. この書類の提出にあたっては、紛失又は焼失を立証する書類の添付を要する場合があります。 2. この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、海外に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。	
提出書類	<input type="checkbox"/> 警察盗難届出立証書 <input type="checkbox"/> 遺失物届出立証書 <input type="checkbox"/> 罹災証明 <input type="checkbox"/> その他 (                    )	
外務省記載欄		
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理	

届出に必要な書類等  
一、写真 一葉  
二、公用旅券の紛失又は焼失を立証する書類（当方がその書類を求めた場合に提出してください。）  
(令和五年三月改正)





## 渡 航 書 受 領 証

令和 年 月 日

殿

1. 渡航書名義人氏名
2. 渡航書番号
3. 発行年月日

## 注意

渡航書の受領者は、渡航書発給申請書と同一人でなければなりません。

注意 旅券の紛失届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

(令和五年三月改正)

(別記第17号様式)

用紙の大きさはA4

注意  
旅券の紛失届出書を提出された場合、届け出た旅券は失効します。再び当該旅券を発見しても使用はできません。

## 渡航書受領証

\_\_\_\_\_ 殿 年 月 日

申請した内容と相違ないことを確認の上、受領しました。

- 1 渡航書名義人氏名
- 2 渡航書番号
- 3 発行年月日

### 注意

渡航書の受領者は、渡航書発給申請書と同一人でなければなりません。

(令和五年三月改正)

(別記第17号の2様式)

用紙の大きさはA4